

川本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

令和8年9月

島 根 県

目 次

1. 都市計画の目標

- 1) 都市づくりの基本理念..... 1
- 2) 地域毎の市街地像..... 2

2. 区域区分の決定の有無

- 1) 区域区分の決定の有無..... 3

3. 主要な都市計画の決定の方針

- 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針..... 4
 - ① 主要用途の配置の方針..... 4
 - ② 土地利用の方針..... 4
- 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針..... 6
 - ① 交通施設の都市計画の決定の方針..... 6
 - ② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針..... 8
 - ③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針..... 9
- 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針..... 10
 - ① 主要な市街地開発事業の決定の方針..... 10
 - ② 市街地整備の目標..... 10
- 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針..... 11
 - ① 基本方針..... 11
 - ② 主要な緑地の配置の方針..... 11
 - ③ 主要な施設の整備目標..... 12
 - ④ 実現のための具体の都市計画制度の方針..... 12

■ 参考附図 都市構造図

川本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
(島根県決定)

都市計画整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1. 都市計画の目標

川本都市計画区域は、島根県のほぼ中央部に位置し、面積約 67 km²、人口約 2.3 千人の都市計画区域である。

本区域は典型的な中山間地域に位置しており、中国地方随一の河川「江の川」が貫流し区域を東西に二分するとともに区域の大部分は山林で占められている豊かな自然環境を有する地区である。また、古くから国・県等の行政機関が集積しており、県央地域の行政・経済の中心的な役割を担う地区として発展してきた。



しかし、近年は人口の減少、高齢化、産業の衰退等過疎化が進行しており、市街地の活性化、定住人口の拡大への対策が急務となっている。

1) 都市づくりの基本理念

本区域は、県央地域における行政・経済の中心都市として発展してきており、今後も周辺地域と機能分担を図りながら、これら都市機能の維持、充実を図っていく必要がある。

また、江の川が作り出した美しい自然と景観を有する本区域は、これら豊かな自然環境を保全、活用しながら、新たな産業振興を図っていくとともに、快適な住環境を創出することにより、定住人口の維持・拡大を図る必要がある。

これらを踏まえて、本区域の都市づくりの基本理念を次のように定める。

○ コンパクトで持続可能な都市づくり

弓市・谷地区をはじめとし、三島地区、因原地区などの既存拠点において一定の人口や都市機能を適切に維持しながら、拠点と集落間を結ぶ交通機能の充実を図ることで、住民の暮らしに必要なサービスが維持され、地域資源を生かした産業活動が展開される活気のある都市づくりを目指す。

- 安全で快適な生活環境の形成による住みやすい都市づくり
都市基盤整備による良好な市街地環境の形成や防災機能の強化を図るとともに、周辺の自然環境と調和した快適な生活空間を創出することにより、安全で快適なまちづくりを進め、定住人口の維持・拡大や高齢者の生活を支援する環境を形成する。
- 美しく豊かな自然と歴史・文化を活かす都市づくり
恵まれた自然環境とその中で育まれた個性ある地域の歴史・文化を継承し、これら自然と歴史的・文化的資源を保全・活用した都市づくりを進める。

2) 地域毎の市街地像

地域	将来の市街地像
川本地区	この地区は、本区域の都市機能の中枢を担っている弓市地区を始め、木路原、多田、谷地区等江の川の上流部沿川に点在する集落を包含する地区である。 特に弓市地区については都市機能の拡充をすすめ、活力と魅力ある商業地を形成するとともに、周辺部の既成市街地や集落は居住環境の維持・整備により、落ち着いた魅力ある市街地を形成する。 また、谷地区は防災機能の強化を図りながら、自然環境に恵まれた住宅地を形成する。
三島地区	この地区は本区域におけるスポーツレクリエーションと憩いの場としての拠点機能を有している。また、地区内の集落は、それぞれ江の川の自然や景観と調和した良好な住宅地を形成しており、これらレクリエーション・居住機能の維持に努める。
因原地区	本区域は山陰と山陽を結ぶ交通の要衝であるとともに、江の川の景観と美しい自然を生かした良好な住環境、商業業務地を有する市街地を形成している。本区域の西部の拠点として、経済交流拠点、交通拠点として維持・拡充を図る。
江の川周辺山地部	本区域の恵まれた自然林や優良な農地の大部分を占める地区であり、山間部には小規模な集落が点在している。今後はこれら豊かな自然資源を活かした農林業等産業の振興を図るとともに、点在する集落の連携強化をはかる。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域においては、今後無秩序な市街地の拡大の可能性は低く、区域区分を定めなくても自然的環境・農地等を保全しながら、良好な市街地の形成を図っていくことは可能である。

従って、引き続き区域区分を定めないこととする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地の各配置方針について以下のとおり定める。

用 途	地区名等	配 置 の 方 針
住宅地	中心市街地周辺部	効率的な土地利用を図りつつ、住宅地としての土地利用を主体とする地区として、良好な居住環境の形成を図る一般住宅地として配置する。 また、木造住宅密集地においては、不燃化の促進、敷地の共同化などを進めるとともに、空き家・空き地などの低未利用地の有効活用を図り、良好で効率的な居住環境の形成を図る。
	市街地周辺の丘陵地	既に計画的な住宅地が整備されている地区について、良好な居住環境の増進・維持を図る専用住宅地として配置する。
商業業務地	中心市街地地区	旧石見川本駅周辺の既成市街地は商業業務施設が集積しており、本区域の商業業務機能の中心を担う地区であるが、近年は人口の減少や周辺地域への消費者の流出に伴い、商業機能の低下が進んでいる。 このため、魅力ある町並みや、良好な市街地環境の形成を図り、都市機能の再生・強化を目指す、中心商業地として配置する。

② 土地利用の方針

a 居住環境の改善又は維持に関する方針

地区名等	方 針
東光台地区等住宅団地	良好な低層の住宅地が形成されていることから、今後も良好な居住環境を保持し、環境と共生したゆとりある住宅地の形成に努める。

b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制等に関する方針

地区名等	方 針
建築基準法第 39 条（災害危険区域） 地すべり等防止法第 3 条（地すべり防止区域） 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条（急傾斜地崩壊危険区域） 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第 9 条（土砂災害特別警戒区域）	災害防止の観点から、原則的に市街化の抑制を図る。
その他災害の発生のおそれがある地区 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条（土砂災害警戒区域） ・家屋倒壊等氾濫想定区域 ・浸水想定区域等	災害リスク、警戒避難体制の整備状況等を総合的に勘案した土地利用を図る。

c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

地区名等	方 針
江の川周辺緑地	周辺の都市環境と調和した親水空間を確保するとともに、自然環境の保全を図る。

d 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

地区名等	方 針
谷地区	現在の土地利用状況は農地及び住宅地であるが、今後は治水事業による災害の防止を進めながら、計画的な市街地整備を行い良好な住宅地の形成を図る。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域の現況の道路網体系は、山陰と山陽を結ぶ広域的主要幹線道路国道 261 号が区域の南西部を通過しており、本区域と陰陽の都市を連絡する動脈としての役割を果たしている。また、国道 261 号と併せて都市の骨格をなす東西軸として主要地方道川本波多線が配置されており、この二つの主要幹線道路により周辺の各都市との機能連携・分担を図るとともに、区域内の主要な市街地や集落の連絡軸を形成している。

また、これらを補完する幹線道路として主要地方道仁摩邑南線や温泉津川本線が南北に延びており広域連絡網としての役割や区域内集落の連携を維持する役割を果たしている。

近年は、川本波多線の整備の進捗に伴い、区域内の各地域の連携強化が図られるとともに、都市基盤の整備が進められており、今後も沿線の土地利用等との整合を図りながら、交通網の整備を引き続き進める必要がある。

また公共交通については、三江線代替交通のバス路線を含め、町内各所及び周辺市町を結ぶ公共交通ネットワークの維持・充実を図る。

これらを踏まえ、交通体系の整備方針を次のとおり定める。

○広域交通・都市幹線道路網の確立

山陰と山陽を結ぶ国道 261 号及び主要地方道川本波多線、仁摩邑南線を本区域と周辺都市を連絡する南北・東西の基軸として位置づけ、地域間交流の促進や観光ネットワークを形成する広域幹線軸として強化する。

また、国道 261 号及び川本波多線などを補完し、区域内の各拠点を連携する都市幹線道路網の形成を図る。

○市街地内幹線道路網の確立

弓市地区においては、川本波多線バイパス整備により、中心市街地を通過していた大型車の交通転換を図り、市街地内道路においては、歩行者が安心して歩いて暮らせるよう整備を行い、活力と魅力あふれる都市空間を形成する。

○公共交通の維持・充実

交通機関の円滑な乗り継ぎ強化、利便性の向上を図るため、旧石見川本駅や

道の駅かわもとの交通結節点機能の強化及び三江線代替交通を含めたバス等の運行の確保、利用促進に努める。

イ 整備水準の目標

都市施設	整備水準の目標
道 路	令和 7 年度末時点で、都市計画道路の改良率は約 54%となっているが、長期未着手都市計画道路について将来の都市像に沿った計画となっているかを点検・検証し、必要であれば見直しを行ったうえで、概ね 20 年後には 100%となることを目標として整備を進める。

ｂ 主要な施設の配置の方針

ア 道路

種別	配置の方針
幹線道路	○広域交通・都市幹線道路網を確立する路線 国道 261 号、㊦川本波多線、㊦仁摩邑南線、㊦温泉津川本線等を配置する。 ○市街地内幹線道路網を確立する路線 市街地内交通を処理する道路網として、㊦本町線、㊦新町日の出線、及び㊦新町城山線の一部を位置づける。 谷地区の治水事業による宅地嵩上げでの住宅地整備に伴い、新市街地の幹線道路として㊦新町城山線を位置づける。

ｃ 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備または着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

主要な施設	路線名等
	幹線道路
道 路	㊦川本波多線
	㊦新町城山線
	㊦因原線

※㊦は主要地方道、㊦は都市計画道路

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

i 下水道

下水道は、公衆衛生の保持、浸水の防止、生活様式の改善等の生活環境の向上や公共用水域の水質保全を図る上で重要な役割を担っている。

下水道の整備手法については、合併処理浄化槽による個別処理により、全域の下水道整備を図るものとする。

ii 河川

本区域は、一級河川江の川が貫流し、その間に多くの支川が合流している。

江の川の治水対策については、昭和 47 年 7 月の降雨を踏まえ、洪水の安全な流下を図るため、河川改修等を行うものとする。

その他の中小河川については江の川の改修状況を勘案しながら、必要に応じて河川改修を実施、洪水の安全な流下を図るものとする。

また各水系において、利水については水利使用者との調整を図りながら、水資源の有効かつ適正な利用に努めるものとする。

河川環境については生物の多様な生息・生育環境の保全に努めるとともに、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保を図り、良好な河川環境や快適な水辺空間を形成することにより、住民の憩いの場となるような河川空間の創出に努める。

また、各水系沿川には歴史的・文化的資産が多く残されており、これらを活かした人々の心のふるさととなる河川空間の創造を図る。

イ 整備水準の目標

都市施設	整備水準の目標
下水道	川本町の令和 6 年度末現在で 66.0%である川本町の汚水処理人口普及率（汚水処理人口／行政人口）の向上に努める。
河 川	一級河川江の川は江の川水系河川整備計画目標流量を主要な地点である川本において 9,400m ³ /s と定め、洪水の安全な流下を図る。 また、中小河川は、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

b 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備または着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

主要な施設	整備概要等
下水道	整備水準の目標に掲げた汚水処理人口普及率の向上を目指して、合併処理浄化槽の整備を推進する。
河 川	江の川・矢谷川

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

本都市計画区域においては、地域住民が健康で文化的な市民生活を営むうえで欠くことのできない供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効活用に努めるほか、必要に応じた施設の整備を図る。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域の市街地は江の川沿いの数少ない平地に点在しており、これまでに大部分の地区が水害に見舞われた経験を持っている。このため、限られた土地の有効利用を図りつつ水害に強い市街地を形成するため、三島、木谷、木路原等において土地区画整理事業が行われ、都市基盤の整った良好な生活環境の市街地が形成されてきた。

また治水対策と都市基盤整備を円滑に進めていく上で、治水事業による宅地嵩上げを推進していく。

また弓市地区については、本区域の居住・商業業務・行政機能等都市機能の中心を担ってきた地区であるが、近年は行政機関等事業所の撤退や居住人口の減少により活力が低下してきている。このため、良好な都市環境を築き、新しい魅力ある中心市街地を形成することにより、定住人口の拡大や雇用を促進する必要がある。

② 市街地整備の目標

概ね 10 年以内に整備または着手することを予定している主要な事業は次のとおり。

事業名等	地区名称等
治水事業による宅地嵩上げ	谷地区

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

ア 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域には、山陰地方随一の河川「江の川」が貫流し、その沿岸部は浸食によって起伏に富んだ急峻で複雑な地形を成しており、美しい自然景観を作り上げている。

また、本区域の大部分が山林であり、河川と併せて様々な動植物が生息し、多様な生態系を形成している。豊富な山林資源と江の川流域における交通・輸送に適した地理的特性から、周辺には中世以降のたたら製鉄跡や山城が数多く存在し、歴史的・文化的資源に富んでいる。

これらの豊かな自然環境に包まれた環境を保全し、地域住民の日常生活における憩いの場や自然とのふれあい、歴史風土に接する環境を形成するため、本区域の自然的環境の整備・保全を図るものとする。

② 主要な緑地の配置の方針

配置計画	概要
環境保全系統の配置	中心市街地にオープンスペースを確保し良好な都市環境を形成するため、広場等施設緑地及び市街地内樹林地等を緑地として配置する。
	本区域を貫流する江の川及び沿川を緑地として位置づけ、河川環境・生態系の保全を図る。
	本区域の大部分を占める山林について、動植物等の生息・生育地の確保、都市環境の維持のため、緑地として保全を図る
レクリエーション系統の配置	水辺空間を活用したレクリエーション機能を有する緑地として江の川を配置する。
防災系統の配置	土砂流出や地すべりの恐れがある市街地・集落周辺部の緑地の保全を図る。
景観構成系統の配置	市街地や集落外の山林の保全を図る。
	本区域を貫流する江の川を良好な河川景観を有する重要な緑地として位置づける。

③ 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備または着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

主要な施設	整備概要等
川本公園	国民スポーツ大会開催にあわせ、川本公園を改修する。

④ 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市公園等施設緑地については、必要な緑地の確保目標量を満たしているため、既存の緑地・公園施設の内容のさらなる充実を図る方針とする。

[illegible]